**表現の自由と知る権利**

**4年　久世・今津・小針・武田・渡邊**

**3年　稲垣・南沢**

**文責　3年　稲垣**

・前提知識

1. 表現の自由の意義

表現の自由とは、国家が個人に保障する基本的人権のうちのひとつであり、憲法２１条に規定されている。個人が自らの思想・意見などを自由に外部に発表できる権利である。

　表現の自由は、①言論活動を通じて自己の人格を発展させるという価値（自己実現の価値）、②言論活動によって国民が民主政治における政治的意思決定に参加するという社会的価値（自己統治の価値）の双方の価値を有している。そのため、表現の自由への制約立法の合憲性は厳格に審査される。

　表現の自由から派生する権利として知る権利、報道の自由、取材の自由などがある。

1. 表現の自由と知る権利

　古典的な権利としての表現の自由は、国家の干渉を受けずに議論する権利という「国家からの自由」と解されていた。しかし、現代のような情報化社会では膨大な量の情報が氾濫し、それらのほとんどが国家機関やマス・メディア等に集中しているので、個人の表現の自由の価値を十分に保障するためには情報収集ができる権利が必要となっている。この権利は憲法の条文から直接導くことはできないため、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）が制定され、２００１年４月より施行された。

 報道の自由 情報公開請求権

 取材の自由

 国民の情報収集の自由に奉仕

アクセス権

1. 知る権利の法的性質

知る権利は、自由権的側面だけでなく社会権的側面も有している。個人は様々な事実や意見を知ることによって初めて政治に有効に参加することができるからである。

自由権的側面の具体的内容としては、①情報の受領の自由と②情報収集の自由がある。①について、情報受領の自由に対して制限が与えられる場合があり、その是非が問題となる。②について、自由に情報を収集するためには、報道の自由および取材の自由が保障されることが必要である。

社会権的側面の具体的内容としては、①情報公開請求権と②アクセス権が挙げられる。①情報公開請求権とは、国や地方公共団体に対して、それらが保有している情報の公開を求める権利である。②アクセス権とは、国民がマス・メディアに対して自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利という意味で用いられることが多い。

1. 報道の自由

報道は事実を知らせるものであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由も表現の自由の保障に含まれる。これは、報道のために報道内容の編集という知的な作業が行われ、送り手の意見が表明される点から言っても、さらに、報道機関の報道が国民の情報収集の自由に奉仕するものとして重要な意義を持つ点から言っても、異論は見られない。

1. 取材の自由

報道の自由に取材の自由が含まれるかについては、意見が分かれている。

判例：「取材の自由も、憲法２１条の精神に照らし、十分に尊重に値する」

　　　→十分尊重に値するが、人権としては保障されない。

学説：「より積極的に、取材の自由も報道の自由の一環として２１条で保障されるべき」が有力。報道は、取材・編集・発表という一連の行為によって成立するものであり、取材は、報道にとって不可欠の前提をなすからである。したがって取材活動は公権力の介入から自由でなければならず、報道機関と情報提供者との信頼関係が十分に確保されなければならない。

・関連条文

1. 憲法第２１条

 **第二十一条　集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由は、これを保証する。**

1. 情報公開法

情報公開法制としては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１３年 ４月１日施行）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成１４年１０月１日施行）という2つの法律が制定されている。

1. 憲法１９条

 **第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。**

1. 旧監獄法

監獄法は、2006年（平成18年）5月24日、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号、刑事収容施設法）により改正され、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律に改題された。また、2007年6月1日をもって廃止された。

（自弁の書籍等の閲覧）

 第六十九条 　被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは，この節及び第十二節の規定による場合のほか，これを禁止し，又は制限してはならない。

 第七十条 　刑事施設の長は，被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には，その閲覧を禁止することができる。

 一 　刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

 二 　被収容者が受刑者である場合において，その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

 三 　被収容者が未決拘禁者である場合において，罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

 ２ 　前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは，法務省令で定めるところにより，被収容者にその費用を負担させることができる。この場合において，被収容者が負担すべき費用を負担しないときは，その閲覧を禁止する。

 （新聞紙に関する制限）

 第七十一条 　刑事施設の長は，法務省令で定めるところにより，被収容者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について，刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

 （時事の報道に接する機会の付与等）

 第七十二条 　刑事施設の長は，被収容者に対し，日刊新聞紙の備付け，報道番組の放送その他の方法により，できる限り，主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

 ２ 　刑事施設の長は，第三十九条第二項の規定による援助の措置として，刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において，備え付けた書籍等の閲覧の方法は，刑事施設の長が定める。

**文責　３年　南沢**

・関連判例

**<判例１>** **よど号ハイジャック記事抹消事件**

・事案

Xらは昭和４４年の国際反戦デー闘争などに関連して凶器準備集合罪などで起訴され、拘置所に拘留されていたが、私費で購読していた読売新聞につき、赤軍派学生が日航機「よど号」をハイジャックした事件についての記事をすべて黒塗りにされたものを配布された。これは、監獄法３１条２項（＊１）ならびに、監獄法施行規則８６条１項（＊２）に基づき、在監者がこれに刺激を受けて喧騒行為に出ることのないよう、拘置所長が抹消したものである。これに対して、Xらは、拘置所に拘留されたのは、逃亡・証拠隠滅の疑いがあるからであり、知る権利まで奪われるものではないと主張し、前条文の違憲を主張し、また、これらの記事を閲読したとしても、規律を害することはなかったとして、本件抹消処分の無効を主張し、国家賠償を求めて提訴した。

・下級審判決

一審、二審判決ともに、閲読を許すと拘置所内の秩序維持が著しく困難になる***相当程度の蓋然性***１が認められれば、その目的を達成するための合理的な範囲においては制限が許されるとした。

一方Xらは、新聞閲読を禁ずるのは拘留目的に差し迫った危険が明白でない限り違憲であると主張、上告した。



・判決、判旨

　本件上告を棄却する。

　拘禁されるものは、当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、監獄内の規律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合においても、それは、右目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべきものである。右制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、（中略）その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない障害が生ずる***相当の蓋然性１***があると認められることが必要（中略）かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきもの(後略)。

監獄法31条2項は、在監者に対する文書、図画の閲読の自由を制限することができる旨を定めるとともに、制限の具体的内容を命令に委任し、これに基づき監獄法施行規則86条1項はその制限の要件を定め（中略）右法令とは憲法に違反するものではない。

　***相当（程度）の蓋然性*・・・起こる可能性が高いこと。**

・要点

閲読の自由という重要な権利を事前抑制するとはいえ、拘禁者を「原則として一般市民としての自由を保障されるべき者」としながら、「監獄内の規律及び秩序の維持」のために表現の自由の制約を受けることもある、という見方。

本判決では、“蓋然性”を重視。

⇒このように知る権利を制限できるかどうかは、ある程度現場の裁量権に委ねている。

・批判

１．安保闘争やテロ事件が多発し、拘置所内にこれらの事件の関係者が多数いたという時代背景であるとはいえ、所内の秩序を守る手段として、彼らの知る権利を奪うのは行き過ぎではないか？

⇒見回りの強化や、規律の厳格化で対応するのが筋、という考え方。

２．有力な学説

未決拘留中の者は無罪の推定だとして、市民的自由を享有すべきであるから、このように読書や新聞閲覧の自由を制限するためには、「明白かつ現在の危険」が必要ではないかとする考え方が、有力な学説とされている。

**<判例２>**　**税関検査訴訟**

・事案

　Xは、外国の商社に８ミリフィルム、書籍等を注文し、郵便でこれを輸入しようとしたところ、税関支署長Y1から、本件物件は性的な描写が見られ、関税定率法２１条１項３号（＊３）所定の輸入規制品に該当すると通知されたので、税関長Y２へ異議申立てをしたが、却下された。本件は、通知および異議申出棄却決定の取消請求訴訟である。

・下級審判決

　第一審は、本件通知および決定処分は憲法２１条２項にいう検閲に該当する。また、検閲は、明白かつ差し迫った危険が存在する場合には例外的に許容されるが、本件ではその危険は見出しづらいとして、本件通知、処分を取消した。

　控訴審は、税関規制は形式論理的には検閲の範疇に属するが、我が国の公序良俗の維持に不可欠であり、戦前の検閲とは著しく異なっていることから、２１条２項で禁止された検閲にはあたらない、としてXの請求を棄却した。



・判決、判旨

　上告棄却。

　税関検査が憲法２１条に違反するかどうかという憲法論に関しての部分を中心に取り上げる。

1. 憲法２１条２項に言う“検閲”に、税関検査が該当しないかについて

本条文で述べる“検閲”とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部または一部の発表の禁止を目的に、網羅的に発表前に不適当とされるものの発表を禁止することを、特質として備えるもののことを指す。

ここでいう検閲の禁止は、公共の福祉を理由とする例外を認めない。

しかし、税関検査は“検閲”には該当しない。というのも、確かに税関検査は事前規制的側面を持ってはいるが、輸入を禁止される表現物は、国外においてすでに発表済みのものであるし、税関により没収、破棄されるものでもないから、発表の機会が全面的に失われてはいない。また、税関検査は関税徴収手続に付随して行われるもので、その目的を検閲とは異にする。

1. ２１条１項と税関検査の関係

　わが国内における適正な性的風俗を維持するためには、わいせつ表現物がみだりに国外から流入することを水際で阻止するのは、公共の福祉に合致する。

・要点

　**発表前の事前規制＝検閲**

輸入品はすでに国外で発表されて出回っており、その輸入を制限したからといって事前に発表そのものを禁止したことにはならないので、検閲ではない。

**⇒事前規制、と、事前規制的側面をもつもの、を区別した**。

・批判

**前述の区別の基準があいまい**

⇒重大な萎縮効果を持つ規制であれば、言論を思いとどまらせることになるので、実質的な検閲になる。

・参考

**狭義説**

**＝検閲の主体を行政権に限定**

検閲や事前規制的側面を持つ方法の危険性を規制方法にあるととらえ、抑制主体の違いに応じて判断する考え方。

＊１　監獄法３１条２項

文書、図画ノ閲読ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

＊２　監獄法施行規則８６条１項

文書図画ノ閲読ハ拘禁ノ目的ニ反セズ且ツ監獄ノ紀律ニ害ナキモノニ限リ之ヲ許ス

＊３　関税定率法２１条１項３号

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

・・・公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品



**文責　４年　渡邊**

**１．報道の自由**

（１）意義

報道機関が事実を知らせる自由である。報道は特定の思想を表現するものではないが、報道の自由は民主主義社会において、国民が国政に関与するに際して重要な判断資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものとして重要な意義を有する。

（２）判例

〔北海タイムス事件(最S.33.2.17) より〕

　　「およそ、新聞が真実を報道することは、憲法21条の認める表現の自由に属し、

…しかし、憲法が国民に保障する自由であっても、国民はこれを濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うのであるから、その自由も無制限であるということはできない。」

**２．取材の自由**

（１）意義

取材の自由は、表現行為とは性質を異とする。そのため、憲法２１条で直接保障されるものではない。しかし、報道の自由を実効的に確保するための前提となり得るので、憲法２１条の精神に照らして十分尊重に値すると解される。（判例）

（２）論点

裁判所は報道機関が撮影した取材フィルムを、刑事裁判の証拠として提出を求めることができるか？

（３）判例

**「博多駅テレビフィルム提出命令事件」**（最大決昭和44年11月26日抜粋）

＜事案＞

原子力空母エンタープライズの佐世保寄港阻止闘争に参加する途中、博多駅に下車した全学連学生に対し、待機していた機動隊、鉄道公安職員は駅構内から排除するとともに、検問と持ち物検査を行った。護憲連合等は、警察官に特別公務員暴行陵虐・職権乱用罪に当たる行為があったとして告発し、福岡地裁は、テレビ局3社に対し、事件当日のニュースフィルムの任意提出を求めたが拒否されたため、当該フィルムの全部提出を命じた。

**裁判所**

**ＴＶ局**

＜判旨＞

〔博多駅事件(最S.44.11.26)より〕

　「報道の自由は、憲法が標榜する民主主義社会の基盤をなすものとして、表現の自由を保障する憲法二一条においても、枢要な地位を占めるものである。…報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。」また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。

　本件では、公正な刑事裁判の実現のために、取材の自由に対する制約が許されるかどうかが問題となるのであるが、公正な刑事裁判を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判においては、実体的真実の発見が強く要請されることもいうまでもない。このような公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ないところというべきである。

しかしながら、このような場合においても、一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重および取材したものの証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するにあたっての必要性の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを証拠として提出させられることによって報道機関の取材の自由が妨げられる程度およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならない。

２．対立利益

公正な裁判の実現

　→公正な裁判の要請に基づく証拠の提出命令の必要性と取材の自由が妨げられる程度、およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合い等の事情とを比較衡量して提出命令を出すべきかどうかを決めるべき（上記判例）

**取材の自由に対する制約が許されるかは、公正な裁判を実現するために、取材の自由を制約する必要性と、取材の自由に対する制約が報道の自由に及ぼす影響などを比較衡量して決すべき（判例）**

**「西山記者事件」**（最決昭和53年5月31日抜粋）

＜事案＞

1971年の日米沖縄返還協定に際しての密約について、毎日新聞の西山記者が、外務省女性事務官に酒を飲ませた上で半ば強引に性的関係を結び、その関係を背景に外務省から機密文書を持ち出させたとして、国家公務員法違反（機密漏洩罪）で起訴された事件

**西山記者（男）**

**外務省公務員（女）（女）**

＜判旨＞

報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。

しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。

被告人は、当初から秘密文書を入手するための手段として利用する意図で右甲野と肉体関係を持ち、同女が右関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乗じて秘密文書を持ち出させるなど、取材対象者の人格の尊厳を著しく蹂躙した被告人の取材行為は、その手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会観念上、到底是認することのできない不相当なものであるから、正当な取材活動の範囲を逸脱しているものというべきである

３．対立利益

国家機密との関わり（具体的には、報道機関による政府情報の取材行為について、国家公務員法の定める唆し罪が成立するか問題となる）

　→取材行為の手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上是認されるものの場合、刑法35条により違法性が阻却され適法な行為となる（判例）

　⇒手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会観念上、到底是認することのできない不相当なものであるから、正当な取材活動の範囲を逸脱しているものというべきである

※刑法35条　法令又は正当な業務による行為は、罰しない

**国家機密に対する取材が許されるケース**

**①真に報道目的であること**

**②取材の方法が適切であること**

４．批判

　本件電信文の写しの取得は、新聞記者の取材活動としてなされた。それは外国の利益をはかるためのスパイ行為でもなければ、特定の団体又は個人の利益のために行われたものでもない。そして取材行為は、常に多かれ少なかれニュース・ソースに対するニュース提供の働きかけ、法的にいえば『そそのかし』を伴う。公務の秘密の取材は、公務員に対して漏示を働きかける以外には通常ありえないから、これを刑事罰による脅迫の下に禁止されたならば、新聞は公務の秘密をたとえそれがどのように公的関心事であろうとも独自に取材し報道しえない。以上から、本件の取材行為をそそのかしとして禁止することは、取材の自由の侵害している。

　**文責　３年　南沢**

・関連判例

**<判例>** **サンケイ新聞事件**

・事案

　Yは、その発行する昭和48年12月2日付サンケイ新聞紙上に、自由民主党を広告主とする意見広告を掲載した。本件意見広告は、Xを名指しにして、Xが採択した民主連合政府綱領提案がXの党綱領と矛盾していると指摘し、その形象として歪んだ顔のイラストを付した。Xは、本件意見広告の内容が、Xの主張を歪曲して中傷するものであり、Xに対する誤解を生むものだとして、Yに対して反論文の無料掲載を要求したが、Yはこれを拒否した。そこでXは反論文無料掲載を求める仮処分を東京地裁に申請したところ、名誉毀損が成立しないことを理由に申請を却下された。そのため、Xが憲法２１条・私法上の人格権と条理・名誉毀損に対する原状回復（民法７２３条＊１）を根拠としてサンケイ新聞紙上に反論文の無料掲載を求めた本案訴訟である。

・下級審判決

　第一審判決、控訴審判決はいずれもXの請求を棄却。

・判決・判旨*（憲法２１条に関しての部分のみ抜粋）*

　上告棄却。

　憲法二一条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は地方公共団体の統治行動に対して基本的な個人の自由と平等を保障することを目的としたものであつて、私人相互の関係については、たとえ相互の力関係の相違から一方が他方に優越し事実上後者が前者の意思に服従せざるをえないようなときであっても、適用ないし類推適用されるものでない・・・（中略）・・・私人間において、当事者の一方が情報の収集、管理、処理につき強い影響力をもつ日刊新聞紙を全国的に発行・発売する者である場合でも、憲法二一条の規定から直接に、所論のような反論文掲載の請求権が他方の当事者に生ずるものでないことは明らかというべきである。

・要点

　マスメディアの肥大により、それらへの反対意見を述べる必要性の高まりから興ったアクセス権であるが、アクセス権の筆頭である反論文掲載請求権は、認められなかった。この決定の背景には、これを認めてしまうと、反論を恐れるあまりメディアが、国民に対して情報収集の自由に奉仕する責務が果たせなくなるのではないかという懸念があった。

＊１　民法７２３条

　他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

参考文献

・有斐閣「憲法判例百選①　第６版」長谷部恭男ほか

・岩波書店「憲法　第六版」芦部信喜ほか

・憲法判例集

・戸波江二(2008)『やさしい憲法入門』 法学書院pp.86-91

<http://blog.livedoor.jp/cooshot5693/archives/52441069.html>

**ディベート論題**

1. 監獄法において、拘置所の被収容者の閲覧する文書に対する閲覧の制限は憲法２１条を侵害しないか。

1. 裁判所は報道機関が撮影した取材フィルムを、刑事裁判の証拠として提出を求めることができるか？